

第69期
ディスクロージャー誌
自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

2022 SUKUMO SHOGIN 69th Disclosure

宿毛商銀信用組合



すくも商銀
SUKUMO SHOGIN
宿毛商銀信用組合



INDEX

ごあいさつ	1
経営理念	2
「地域の発展」と共に成長する金融	2
貸出フィールドセールス(FS)の実施	3
事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」 との業務提携	3
第18回福引抽選会	4
第68期総代会	4
文化的・社会的貢献活動	5
事業の組織	6
役員一覧	6
組合員、出資金の推移	6
金融ADR制度の対応	7
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	8
金融商品に係る勧誘方針	8
取引時確認に関するお願い	9
与信取引に関する説明態勢	9
経営者以外の個人連帯保証を求めることがあります 原則とする融資慣行の確立等について	9
経営者保証ガイドラインへの対応について	9
経理・経営内容	
貸借対照表及び記載上の注意	10
損益計算書及び記載上の注意	15
剰余金処分計算書	15
業務粗利益及び業務純益等	16
経費の内訳	16
役務取引の状況	16
受取利息及び支払利息	16
主要な経営指標の推移	16
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	17
オフバランス取引の状況	17
総資産利益率等	17
総資金利鞘等	17
その他業務収益の内訳	17
有価証券の評価損益	18
預貸率および預証率	18
1店舗当たりの預金および貸出金残高	18
職員1人当たりの預金および貸出金残高	18

資金調達	
預金種目別平均残高	18
預金科目別残高	18
預金者別預金残高	18
預金科目別平均残高	18
資金運用	
貸出金種類別残高	19
貸出金種類別平均残高	19
有価証券種類別残高	19
有価証券種類別平均残高	19
有価証券種類別残存期間別残高	19
有価証券の時価等情報	20
貸出金業種別残高、構成比	21
貸倒引当金内訳	21
貸出金の償却状況	21
有価証券減損処理状況	21
貸出金使途別残高	21
消費者ローン、住宅ローン残高	21
貸出担保別残高	21
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	21
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	22
リスク管理方針・体制について	23
事業年度の開示事項	
自己資本の構成に関する事項	26
自己資本の充実度に関する事項	28
法令等遵守体制について	33
主要な事業内容	34
窓口・ATM振込手数料一覧表	35
総代会に関する情報開示	36
総代選挙規約	36
総代の選挙区及びその定数	40
総代氏名一覧	40
総代の属性別構成比	40
第69期通常総代会の決議事項	41
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	41
報酬体系について	41
職員紹介	43
営業のご案内	44
店舗一覧	45

ごあいさつ



令和3年度の我が国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大により景気は大きく落ち込み、人々の日常と経済活動に大きな打撃を与え続けています。

またロシアのウクライナ軍事侵攻は既存の国際秩序を大きく変え、原油価格の高騰、米国と日本の金融施策の相違に起因するドル高円安基調や、高インフレと景気後退が併存するstagflationとの戦いが避けられない様相で、国際的な社会・経済活動に大きな影響を与えています。

金融環境は、米国が金融正常化へ大きく舵を切りグローバルに金利が上昇したことにより、国内でも金融政策修正観測から金利は上昇傾向にあります。これまでの長期に亘る金融緩和政策や人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小等、構造的原因に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も長期化することになれば、取引先企業の業績悪化に伴う与信費用等が増加することも懸念されています。

コロナ禍における感染予防対策と社会経済活動の両立を図るために、政府による各種支援策が実施される中で、「新たな日常・新しい生活様式」への変化が起きつつあることから、顧客・組合員のニーズを踏まえた上で、デジタル化やサービス提供の非対面化・オンライン化にも積極的に対応していく必要があります。我々地域金融機関は、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なフットワークを活かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、地方創生・地域の活性化に向けて貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も役職員一丸となって営業基盤の拡充、体制の強化に努めて参りました。

その結果、期末の預金積金は21,196百万円(対前期末比521百万円の増加)、貸出金は9,280百万円(対前期末比322百万円の増加)となり、当期純利益は31百万円を計上することができました。これまで預金積金・貸出金残高とともに「20年連続」で増加傾向を辿っています。

こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、健全性の指標である自己資本比率は8.11%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をあげることができましたのも、皆様方の変わらぬお引き立ての賜であり、心より感謝申し上げます。

今後も全役職員が団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を發揮して、地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みをしっかりと実践してまいります。

つきましては、今後とも倍旧のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶と致します。

令和4年6月

理事長 井上 龍也



SUKUMO SHOGIN



経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの信頼を確立する

「地域の発展」と共に成長する金融

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方針に変わりなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に行っていく事が、地域経済の活性化、及び不良債権発生の未然防止に繋がっていることから、引き続き取引先からの債務の返済猶予や条件変更、さらには新規融資や追加融資にも積極的に取組んで行くこととしています。
その具体的な取組策として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向上、定性情報の収集により、お客様の資金需要に応えていく態勢を整えています。
これからも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に応えていくこととしています。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家、外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では総務部を専担部署として「地域支援部門」を設置し、お客様からの要望を待つのではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行う等の提案活動も実施する態勢（得意先人員の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時・勉強会を行いスキルアップを図っています。
さらに高知県よろず支援拠点、高知県信用保証協会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宜紹介を行い、支援を行っていく態勢としています。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開拓の支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援

具体的な取組として、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している融資提案型セールスローラー活動や貸出フィールドセールス等の強化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先等への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明態勢の研修の実施、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取組んでいます。

こうした取組みにより、不良債権比率も低位で推移しており、新規融資残高の増加にも繋がり、当組合の業務が全体的に好循環になっています。
また今後も経営支援の一環として、「5ヵ年経営改善計画書（分析資料）」「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更前の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「5ヵ年経営改善計画書（実行計画）」を作成して経営改善に当たり進捗状況管理を実施しています。さらに「経営状況に関する期中管理簿」にもとづき、役席担当者が半期に1度の割合で債務者と面談し、実態把握、進捗状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取り組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多数融資と営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要に懇切・丁寧かつ迅速に応えていくことが、地域経済活性化に繋がるものと認識し重点課題として取り組んでいます。

また、地域経済の活性化を目指す為には、何と言っても競争の源泉は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考え、今後もこれまで以上に、人材育成には特に力を入れていくべきと考え取組んでいくこととしています。
さらに関連する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。

貸出フィールドセールス(FS)の実施

2021年7月7日(水)
第6回目 貸出FS実施



2021年11月9日(火)
第7回目 貸出FS実施



2022年1月8日(土)
第8回目 貸出FS実施



2019年から実施している、貸出フィールドセールスにおいて、今期は全3回の開催となりました。
より多くの地元企業様の声を聴かせていただく為、未取引企業様を中心に面談アポイントを行い、貴重な意見や有益な情報を頂くことができました。

事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」との業務提携



- ①事業規模が小さくて専門家に相談できない
- ②事業承継をしたいが初期費用などの手数料が高すぎる
- ③事業の承継先が見つからない

ご安心ください!
トランビですべて解決できます!

トランビは、事業承継において課題のある中小企業の経営者、個人事業主と事業承継を希望する企業をマッチングするWEBサービスです。

- 1 トランビなら事業規模の条件無し!
- 2 トランビなら売り主様は手数料も完全無料!
- 3 トランビなら平均11社の承継先が見つかる!

TRANBI

<https://www.tranbi.com/>

トランビ 検索

事業承継でお悩みの方はお気軽にご連絡ください。

電話 03-5843-8170

ご登録の際は紹介コード「SKSSKM」をご入力ください。

実績で選ぶならトランビ!

毎月1,000社を超える方々が登録しています！

事例1 個人事業の売却に成功

売上600万円の個人経営の学習塾
個人で学習塾を経営するオーナーが、他の事業に専念するため事業の売却を決意。自ら案件を登録し成約に至った。



事例2 中小企業を上場企業が買収

創業5年目の人材派遣会社
売上3億円の人材派遣会社、異なる成長を目指して、大手への売却を検討。案件を登録したところ、大手上場会社とのM&Aが成約した。



事例3 廃業予定だった会社が承継に成功

老舗の自動車部品販売会社
高齢のため廃業しようとした会社長、会計士に勧められ他地域の同業者から連絡があり、見事に承継に成功。



まずは無料会員登録!

パソコンの場合

紹介コード「SKSSKM」を入力ください。

紹介コード SKSSKM

紹介コードを紹介の場合はこちらに入力してください。

登録情報確認

登録情報確認のため、新規登録をさせていただく場合を了承する

電話 03-5843-8170

Eメール ps_support@tranbi.com

会社: 株式会社トランビ / トランビ運営事務局

住所: 東京都新宿区新宿3-14-4 新宿ビル6F

QRコード

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI(トランビ)」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。
事業承継・M&Aについてお悩みのお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!



SUKUMO SHOGIN

第18回福引抽選会

令和3年7月18日(日)



新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年中止していた「第18回福引抽選会」を、例年開催している3月から7月に変更して開催いたしました。今回の福引抽選会が最後の開催ということもあり、来場者数も例年の2倍となる盛況ぶりでした。新型コロナウイルス感染症対策も万全に行い、できるだけ密にならない様、順路も徹底し、ご不便をおかけしての開催でしたが、それでもたくさんのお客様にお越しいただき、楽しんでいただけました。

永らく福引抽選会にお越しいただき、またご愛顧いただきましてありがとうございました。

第68期総代会

令和3年6月16日(水)



令和3年度の第68期総代会は、新型コロナ感染症拡大防止のため、昨年度に引き続き出席総代の人数を最小限に抑え、開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策



昨年度に引き続き、当組合では新型コロナウイルス感染症対策として、様々な取り組みを行っております。感染予防が当たり前になっている中、より効果的な予防策を日々模索しながら業務にあたっています。

防犯訓練



今年度、当組合の近隣市町村で、金融機関が強盗に襲われる事件が相次いで発生しました。日頃より防犯訓練を行っておりますが、他金融機関がどのような防犯訓練を行っているか研修のため、警察官立合い防犯訓練に当組合の職員も立ち会わせていただきました。

文化的・社会的貢献活動

しんくみの日清掃 令和3年9月3日(金)



しんくみの日献血活動 令和3年9月8日(水)



(左)毎年9月のしんくみの日に、店舗の周りはもちろん、旧本支店地区沿道の一斉清掃を行います。一目でわかる当組合オリジナルの真っ赤なポロシャツを見て、たくさんのお客様からお声掛けを頂きました。

(右)しんくみの日週間で献血活動に取り組み半数以上の職員が献血を行い地域の方にもご参加いただきました。

令和3年度宿毛商銀グラウンドゴルフ大会 令和3年11月30日(火)



新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベントが中止や延期となっている中、宿毛商銀信用組合主催のグラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。毎年、役職員も参加者となって楽しんでいましたが、今回は平日開催ということもあり、役職員は不参加でしたが、近隣市町村から200名以上の参加者となりました。

四万十市への寄付金寄贈 令和4年1月24日(月)



四万十市の「避難所環境の強化による事業」へ寄付金を寄贈いたしました。南海地震から70年がたった今、各市町村で避難所環境の整備強化がすすんでいます。災害発生時に一人でも多くに人命が救われるよう、すくも商銀役職員一同、心よりお祈りいたします。

ミニ花へんろウォーキング 令和4年3月27日(日)



四国八十八か所霊場の第39番札所「延光寺」の「へんろ道」を巡る「ミニ花へんろウォーキング」にボランティアスタッフとして参加させていただきました。元気な参加者に力をもらいました。

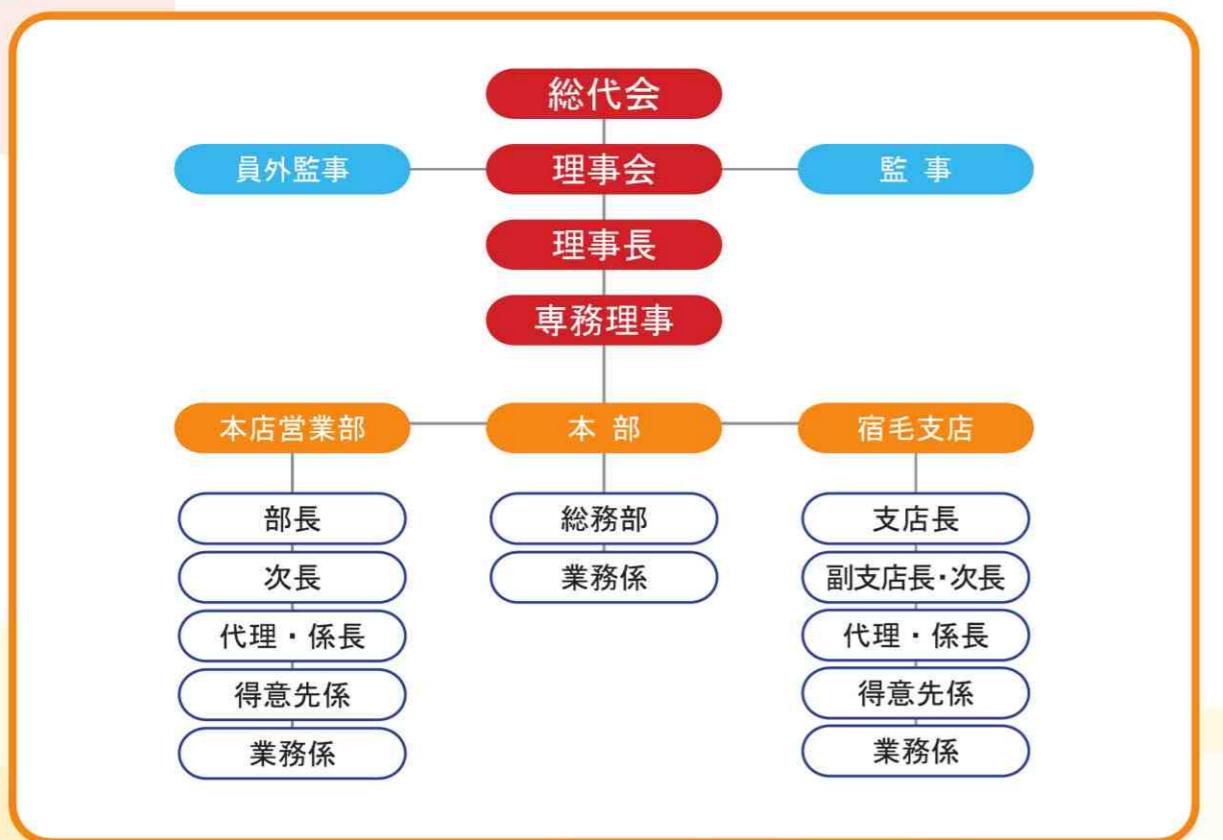
地元商店の商品券の支給 令和4年3月30日(水)



地域経済活性化への取組みとして、当組合職員への期末手当の一部を、地元商店の商品券に替えて支給しました。



事業の組織



役員一覧

理 事 長 (代表理事) /	井 上 龍也
専 務 理 事 (代表理事) /	松 田 選
理 事 (非常勤) /	東 高希 ✪
理 事 (非常勤) /	井 上 由紀 ✪
理 事 (非常勤) /	長 尾 文利 ✪
理 事 (非常勤) /	岡 松 平 ✪
理 事 (非常勤) /	河 原 敏郎 ✪
員 外 監 事 (非常勤) /	加 藤 高 明 ✪
員 外 監 事 (非常勤) /	山 下 章 一 ✪
員 外 監 事 (非常勤) /	山 崎 正 友 ✪

(令和4年6月14日現在)

組合員、出資金の推移

区分	令和2年度		令和3年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	5,701	106	5,754	106
法 人	268	8	274	8
合 計	5,969	115	6,028	115

金融ADR制度の対応

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けしておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをおいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「本店・総務部」にお願いいたします。

本店・宿毛支店／総務部

住所：高知県宿毛市宿毛5508番地
フリーダイヤル：0120-930166

受付時間：午前9時～午後5時30分

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合総務部へご相談ください。)

しんくみ相談所
(一般社団法人全国信用組合中央協会)

〒104-0031
東京都中央区京橋1-9-5
(全国信用組合会館内)
03-3567-2456

受付：月～金
(祝日及び金融機関休業日を除く)
9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申出ください。
またお客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人はテレビ会議システムを通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

東京弁護士会
紛争解決センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3581-0031
<http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
9:30～12:00
13:00～15:00

第一東京弁護士会
仲裁センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3595-8588
<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html>

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00
13:00～16:00

第二東京弁護士会
仲裁センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3581-2249
https://niben.jp/soudan/service/chuousai/adr_kinyu.html

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
9:30～12:00
13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-3286-2648

0570-022808

キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所地番などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードは免許証、保険証などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いします。当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお伺いすることは一切ございません。

暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行なうことができます。

ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することができます。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることができます。

偽造・盗難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償します。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようご注意下さい。不審な請求と思われる場合は最寄りの警察にご相談下さい。
- 孫や親類、警察などを装って交通事故の示談金や借金返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込め詐欺」がまだ横行しております。振込みを行う前に十分にご確認下さい。

盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平 日 本店・宿毛支店

0880-63-1166

午前8時30分～午後5時

SKC集中監視センター

047-498-0151

午前6時～午後10時

土・日・祝日 SKC集中監視センター

047-498-0151

午前6時～午後10時

万が一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

当組合は、職員に対する研修等を通じて役職員の金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

当金融商品等の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダーリング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により本人確認を行っておりますが、同法の改正により平成25年4月から取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

さらに平成28年10月から同法の改正にともない取引時確認の方法が一部変わりました。この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

普通預金口座開設取引のお申し出に際して、お客さまの氏名（名称）、住所、生年月日、取引を行う目的、職業などを確認させていただき、告知頂いた取引を行う目的の実績が確認できるまでは、ATMでの出金・振込利用限度額を1日100,000円とさせていただきます。さらに口座開設以降1年間入出金等が無い口座については、出金禁止の設定を行う場合がございます。また、取引を行う目的が不明確な場合には、口座開設をお断りすることがございます。

■取引時確認（お客様への確認）が必要なお取引

- ・口座開設時
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手払い
- ・融資取引 等

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。■の欄は平成19年1月から本人確認（現：取引時確認）が追加された取引であります。

取引内容	取引金額	10万円以下	10万円超	200万円超
口座開設、保護預かりなどの取引開始	◎	◎	◎	◎
預金口座への現金入金 預金口座からの現金払出	不要	不要	不要	◎
窓口振込	現金	不要	◎	◎
ATM振込	現金	取扱できません	取扱できません	取扱できません
当組合カード	不要	△	取扱できません	取扱できません
各種料金の支払	現金	不要	◎	◎
小切手の支払	現金	不要	◎	◎
配当金の支払	現金	不要	◎	◎
自己宛小切手の振出	現金	不要	◎	◎

（注）△→カード口座の本人確認状況（本人確認書類の未提示等）によっては、お取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

与信取引に関する説明態勢

お客様との親密な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

経営者以外の個人連帯保証を求めることが原則とする融資慣行の確立等について

平成23年7月14日、「経営者以外の個人連帯保証を求めることが原則とする融資慣行の確立等」に係る中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び金融検査マニュアルが改正され、同日から適用されたことにより、当組合も同融資慣行の確立に向けて態勢を見直し、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していない場合には、個人連帯保証を求めることが原則として取り組んでまいります。一方で、例外的に連帯保証契約を締結できる場合の一つとして、契約者ご本人が経営に実質的に関与していないにも関わらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行ったものである場合には、①当組合から特段のご説明をおこなった上で、②契約者ご本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受ける等により、本契約が当組合から要求されたものではないことが確保された場合、ご契約を締結させていただきます。

経営者保証ガイドラインへの対応について

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日公表）した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守します。今後、当組合と中小企業・小規模事業者等の経営者の方々との間で保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が既存の保証契約の見直しや保証債務の整理を申立てられた場合等は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み状況】

令和3年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は0件（前年度1件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は0.0%（同0.54%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

資産	令和2年度	令和3年度	負債及び組合員勘定	令和2年度	令和3年度
現預金	178,305	200,038	預金	20,675,316	21,196,405
買入手形	5,960,305	5,236,083	当座預金	131,752	115,436
コールローリング			普通預金	5,024,282	5,396,522
買現先勘定			貯蓄預金		
債券貸取引支払保証金			定期預金	14,681,422	14,934,752
買入金銭債権			定期積金	821,775	734,335
金銭の信託			その他の預金	16,082	15,358
商品有価証券			借用金	3,000,000	2,500,000
有価証券	9,916,022	10,339,475	借入金		
国債			当座借越	3,000,000	2,500,000
地方債			売渡手形		
短期社債			コールマネー		
株式	5,557,482	6,198,643	売現先勘定		
その他の証券	47,884	52,420	債券貸取引受入担保金		
貸出金	8,957,789	9,280,595	外國為替		
割引手形	58,588	722	その他の負債	81,865	83,123
手形貸付	672,570	727,230	未決済為替借	2,400	2,523
証書貸付	7,973,134	8,297,045	未払費用	36,931	27,385
当座貸越	253,497	255,596	給付補填備金	2,491	1,364
外國為替			未払法人税等	32,000	44,530
その他資産	209,580	200,815	前受収益	2,746	2,146
未決済為替貸	1,301	741	払戻未済金	10	
全信組連出資金	130,400	130,400	職員預り金	1,904	1,904
未収収益	40,434	39,506	資産除去債務		
先物取引差金勘定			その他の負債	3,381	3,268
その他の資産	37,444	30,167	賞与引当金		
有形固定資産	225,955	215,983	役員賞与引当金		
建物	153,471	140,439	退職給付引当金	50,370	63,410
土地	41,994	41,994	役員退職慰労引当金	913	858
リース資産			その他の引当金		
建設仮勘定			特別法上の引当金	22,564	11,619
その他の有形固定資産	30,490	33,549	繰延税金負債		
無形固定資産	967	964	債務保証		
ソフトウェアのれん	589	587	負債の部合計(純資産の部)	23,831,029	23,855,417
その他の無形固定資産			出資金	115,366	115,604
前払年金費用			普通出資金	115,366	115,604
繰延税金資産			優先出資金		
債務保証見返			優先出資申込証拠金		
貸倒引当金	△121,708 (△94,452)	△123,077 (△95,327)	資本剰余金	1,226,923	1,256,015
（うち個別貸倒引当金）			利益剰余金	121,000	121,000
その他の引当金	△20,972	△20,972	利益準備金	1,105,923	1,135,015
合計	25,306,246	25,329,907	その他利益剰余金	372,280	372,280
			特別積立金	(76,280)	(76,280)
			当期末処分剰余金	733,642	762,735
			自己優先出資		
			自己優先出資申込証拠金		
			組合員勘定合計	1,342,289	1,371,620
			その他有価証券評価差額金	132,927	102,870
			土地再評価差額金	132,927	102,870
			評価・換算差額等合計	1,475,217	1,474,490
			純資産の部合計		
			合計	25,306,246	25,329,907

注) 1. 各表の金額は、単位未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数部分が不一致の場合があります。
2. 繰延税金負債は繰延税金資産と相殺表示しております。

(記載上の注意)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はありません。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~47年
その他 4年~20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務方針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定する方法がありますが、当組合は前年に引き続き一般貸倒引当金にはについては、税法基準に基づく算定方法を選択し実施しております。(貸倒実績が少なく、税法基準の引当方法を継続して適用)破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)の協力の下に総務部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 退職給付引当金の計上はありません。
- 役員退職慰労引当金は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき将来の払戻見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- その他の引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案し、投資損失引当金として必要と認められる額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づく収益を計上しております。
- 会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 123百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、為替業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、売買目的としてはなく、満期保有目的、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、極力取り扱わず、現在も運用しておりません(一部、利息配当金において外貨建の債券があります)。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理及びクレジットポリシー規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか本部により、預金担保貸出と保証付提携ローンを除く全貸付金について個別裏譲制をとり、審議実行しております。また、50百万円を超える案件については、理事会を開催し、審議・承認を行っております。さらに、与信管理の状況については、本部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM・余裕資金運用検討会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的にはALM・余裕資金運用検討会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、該当あるものは個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM余裕資金運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に従い行われております。ALM余裕資金運用検討会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM・余裕資金運用検討会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「貸付金」「預け金」「預金」「有価証券」のうち投資信託、仕組債、その他の有価証券を含む有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間1ヶ月、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和4年3月31日現在で当組合の市場リスク量は279百万円です。

なお、当組合では月次でバックテストを実施しており、蓄積したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数を求め、VaRの値が妥当であるか判定しています。またその超過の原因・分析をおこないモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

(3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりあります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	5,236,083	5,240,973	4,890
(2)有価証券(*2)	10,339,475	10,339,475	-
満期保有目的 その他有価証券	10,339,475	10,339,475	-
(3)貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	9,280,595 (△95,327)	9,819,330 (△95,327)	538,735
金融資産計	24,760,826	25,304,451	543,625
(1)預金積金(*1)	21,196,405	21,187,314	△9,091
(2)借用金(*1)	2,500,000	2,500,000	-
金融負債計	23,696,405	23,687,314	△9,091

(*)1 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算(SKC-ALMシステムで算出した現在価値を集計する設定内容)により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については重要性に乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は、公表されている基準価額によっております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いて現在価値を算出し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	300
組合出資金 (*3)	130,510
合計	130,810

(*)1非上場株式出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*)2当該事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(*)3組合員出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

【時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債					
地方債					
短期社債					
社債					
外国証券					
投資信託					
株式					
合計	-	-	-	-	-

【時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち益	うち損
国債					
地方債					
短期社債					
社債					
外国証券					
投資信託					
株式					
合計	-	-	-	-	-

(3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち益	うち損
国債					
地方債					
短期社債					
社債	4,213	4,144	69	69	
外国証券	1,178	1,072	105	105	
投資信託	769	662	107	107	
株式					
合計	6,161	5,879	281	281	-

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち益	うち損
国債					
地方債					
短期社債					
社債	1,985	2,003	△18	18	
外国証券	1,094	1,160	△66	66	
投資信託	724	773	△48	48	
株式	52	61	△9	9	
合計	3,856	3,998	△142	-	142

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額
8,519百万円

国債等売却益
85百万円

国債等売却損
22百万円

株式等売却益
2百万円

株式等売却損
3百万円

19. 当期中に売買目的有価証券に区分変更した有価証券はありません。
20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	(額面ベース : 単位 : 百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債				
地 方 債				
短 期 社 債				
社 債	100	1,120	323	4,500
そ の 他	175	1,242	200	644
合 計	275	2,363	523	5,144

21. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、27百万円(うち、株式9百万円、投資信託17百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が帳簿価格の50%以下の場合は減損処理を行っております。

期末の時価が帳簿価格の50%超70%未満の場合は有価証券発行会社の財務内容等により判断しております。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貢貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 36百万円

危険債権額 174百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 253百万円

合計額 464百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,522百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,522百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これららの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額ができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を微求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 193百万円
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産
貸倒引当金 25百万円
その他 3百万円

繰延税金資産合計 28百万円

繰延税金負債
その他 39百万円

繰延税金負債合計 39百万円

繰延税金負債の純額 11百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 1,700百万円

有価証券 1,000百万円

担保資産に対応する債務 借用金 2,500百万円

上記のほか、内国為替決済保証金として200百万円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額は6,377円30銭です。

経理・経営内容

損益計算書

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	548,869	456,462	そ の 他 業 務 費 用	164,888	45,491
資 金 運 用 収 益	351,795	347,798	外 国 為 替 売 買 損		
貸 出 金 利 息	161,990	163,819	商 品 有 価 証 券 売 買 損		
預 け 金 利 息	4,277	4,882	國 債 等 債 券 売 却 損	5,110	22,415
金 融 機 関 貸 付 等 利 息			國 債 等 債 券 償 戻 損	8,717	4,993
全 信 組 連 短 期 資 金 利 息			國 債 等 債 券 償 却	150,930	17,940
買 入 手 形 利 息			そ の 他 の 業 務 費 用	130	142
コ ー ル ロ ー ン 利 息			一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,154	493
買 現 先 利 息			經 費	253,232	270,764
債 券 貸 借 取 扱 い 利 息			人 件 費	155,563	159,385
有 価 証 券 利 息 配 当 金	181,926	172,780	物 件 費	95,523	109,423
そ の 他 の 受 入 利 息	3,601	6,315	税 金	2,145	1,956
役 務 取 引 等 収 益	11,033	10,208	臨 時 費 用	15,565	27,415
受 入 為 替 手 数 料	4,169	3,892	個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,024	875
そ の 他 の 受 入 手 数 料	6,863	6,310	貸 出 金 債 却		
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益		5	株 式 等 売 却 損	494	3,454
そ の 他 業 務 収 益	175,640	95,837	株 式 等 債 却		
商 品 有 価 証 券 売 買 損			そ の 他 資 産 債 却		
國 債 等 債 券 売 却 益	100,744	85,724	退 職 給 付 費 用	6,046	13,259
國 債 等 債 券 償 戻 益	61,437	5,528	そ の 他 の 臨 時 費 用		
そ の 他 の 業 務 収 益	13,458	4,584	經 常 利 益	58,064	61,175
臨 時 収 益	10,399	2,618	特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益			固 定 資 產 処 分 益		
償 却 債 権 取 立 益			負 の れ ん 発 生 益		
株 式 等 売 却 益	8,989	2,564	金 錢 の 信 託 運 用 益		
そ の 他 の 臨 時 収 益	1,409	54	そ の 他 の 特 別 利 益		
經 常 費 用	490,804	395,287	特 別 損 失	510	510
資 金 調 連 費 用	21,479	18,690	固 定 資 產 処 分 損		
預 金 利 息	20,413	17,970	減 損 損 失		
給 付 捕 填 債 金 繰 入 額	1,064	718	そ の 他 の 特 別 損 失		
借 用 金 利 息			稅 引 前 当 期 純 利 益	58,064	60,664
売 渡 手 形 利 息			法 人 稅 住 民 稅 及 び 事 業 稅	39,341	29,520
コ ー ル マ ネ ー 利 息			法 人 稅 等 調 整 額	△2,371	△229
賣 現 先 利 息			法 人 稅 等 合 計	36,970	29,291
債 券 貸 借 取 扱 利 息			当 期 純 利 益	21,094	31,374
そ の 他 の 支 払 利 息	1	0	繰 越 金 (当 期 首 残 高)	712,548	731,360
役 務 取 引 等 費 用	33,484	32,431	過 年 度 稅 効 果 調 整 額		
支 払 為 替 手 数 料	6,179	5,848	当 期 末 処 分 剰 余 金	733,642	762,735
そ の 他 の 支 払 手 数 料	12,039	10,116	(記載上の注意)		
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	15,265	16,467	1. 出資1口あたりの当期純利益 135円82銭		

剩余金処分計算書

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	733,642,840	762,735,003
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	712,548,147	731,360,937
過 年 度 税 効 果 調 整 額		
当 期 純 利 益 金	21,094,693	31,374,066
積 立 金 取 崩 額		
剩 余 金 処 分 額	2,281,903	2,293,287
法 定 準 備 金		
出 資 に 対 す る 配 当 金	2,281,903	2,293,287
(年2%の割合)	(年2%の割合)	
役 員 賞 与 金		
特 別 積 立 金		
退 職 給 与 積 立 金		
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	731,360,937	760,441,716

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	351,795	347,798
資金調達費用	21,479	18,690
資金運用收支	330,316	329,108
役務取引等収益	11,033	10,208
役務取引等費用	33,484	32,431
役務取引等収支	△22,451	△22,223
その他業務収益	175,640	95,837
その他業務費用	164,888	45,491
その他業務収支	10,752	50,346
業務粗利益	318,617	357,231
業務粗利益率	1.33	1.44
業務純益	63,230	85,972
実質業務純益	65,385	86,466
コア業務純益	67,961	40,562
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	67,961	40,562

- (注) 1. 資金調達費用に、金銭の信託運用見合費用はありません。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
 3. 業務利益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 4. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息及び支払利息

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
受取利息	351,795	347,798
支払利息	21,479	18,690

主要な経営指標の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	589,689	375,726	484,990	548,869	456,462
経常利益	167,772	16,964	△6,901	58,064	61,175
当期純利益	40,453	30,275	10,697	21,094	31,374
預金積金残高	18,565,929	18,850,812	19,225,581	20,675,316	21,196,405
貸出金残高	7,727,968	7,943,527	8,318,995	8,957,789	9,280,595
有価証券残高	8,955,673	9,538,692	9,279,176	9,916,022	10,339,475
総資産額	22,066,486	23,160,590	22,614,713	25,306,246	25,329,907
純資産額	1,335,818	1,369,150	1,087,151	1,475,217	1,474,490
自己資本比率	8.93%	8.90%	8.57%	8.21%	8.11%
出資総額	117,680	118,122	114,550	115,366	115,604
出資総口数	58,840	59,061	229,101	(注3) 230,733	231,209
出資に対する配当金	2,327	2,351	2,269	2,281	2,293
職員員数	22	22	22	25	25

(注) 1. 残高計数は、期末日現在のものであります。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 令和元年10月より、出資金1口2,000円から1口500円に変更しています。

経費の内訳

(単位:百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
人件費	155	159
報酬給料手当	127	131
退職給付費用	27	27
社会保険料等	95	109
固定資産費	42	44
事業費	16	16
人事厚生費	8	15
減価償却費	3	8
預金保険料	18	19
税金	2	1
経費合計	253	270

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
		百万円	千円	%
資金運用勘定	2年度	23,810	351,795	1.47
	3年度	24,684	347,798	1.40
うち貸出金	2年度	8,371	161,990	1.93
	3年度	8,789	163,819	1.86
うち預け金	2年度	5,284	4,277	0.08
	3年度	5,799	4,882	0.08
うち有価証券	2年度	10,023	181,926	1.81
	3年度	9,965	172,780	1.73
資金調達勘定	2年度	22,847	20,551	0.09
	3年度	23,640	18,690	0.07
うち預金積金	2年度	20,029	21,477	0.10
	3年度	20,888	18,689	0.08
うち借用金	2年度	2,816	△926	0.03
	3年度	2,749	△2,954	0.09

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度32百万円、令和3年度24百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

(注) 資金調達勘定のうち借用金利息は、その他受入雑利息で勘定処理しております。

オーバーラン取引の状況

(単位:千円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	契約金額	与信相当額	契約金額	与信相当額
	想定元本額	想定元本額		
金利スワップ	—	—	—	—
通貨スワップ	—	—	—	—
先物外為替取引	106,198	2,133	130,460	2,262
金利オプション(買)	112,546	8,424	—	—
通貨オプション(買)	—	—	—	—
その他金融派生商品	407	49	—	—
合計	219,152	10,607	130,460	2,262

(注) 当組合では、上記の商品について直接の取扱いは行っておりませんが、当組合の購入している一部の投資信託において、当該商品への運用がありますので、本表に掲載しております。

役務取引の状況

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	11,033	10,208
受入為替手数料	4,169	3,892
その他の受入手数料	6,863	6,310
その他の役務取引等収益	—	5
役務取引等費用	33,484	32,431
支払為替手数料	6,179	5,848
その他の支払手数料	12,039	10,116
その他の役務取引等費用	15,265	16,467

総資産利益率等

(単位: %)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.23	0.24
総資産当期純利益率	0.08	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率

$$\text{経常(当期純)利益} = \frac{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

(単位: %)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.47	1.40
資金調達原価率	1.12	1.14
総資金利鞘	0.35	0.26

その他業務収益の内訳

(単位: 百万円)

有価証券の評価損益

種類	年 度	(単位:千円)	
		帳簿価格(A)	時価(B)
有価証券	令和2年度	9,886,638	9,916,022
	令和3年度	10,227,699	10,339,475
金銭の信託	令和2年度		
	令和3年度		
デリバティブ等商品	令和2年度		
	令和3年度		

1店舗当たりの預金および貸出金残高

区分	(単位:千円)	
	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当たりの預金残高	10,337,658	10,598,202
1店舗当たりの貸出金残高	4,478,894	4,640,297

資金調達

預金種目別平均残高

科目	(単位:千円、%)			
	令和2年度	令和3年度		
金額	構成比	金額	構成比	
流動性預金	4,606,002	23.0	5,313,870	25.4
定期性預金	15,423,053	77.0	15,574,830	74.6
譲渡性預金				
その他の預金				
合 計	20,029,055	100.0	20,888,700	100.0

預金者別預金残高

区分	(単位:百万円、%)			
	令和2年度末	令和3年度末		
金額	構成比	金額	構成比	
個人	18,732	90.6	19,082	90.0
法人	1,943	9.4	2,113	10.0
一般法人	1,835	8.9	1,801	8.5
金融機関				
公 金	107	0.5	311	1.5
合 計	20,675	100.0	21,196	100.0

預貸率および預証率

区分	(単位: %)	
	令和2年度	令和3年度
預貸率	(期末)	43.32
	(期中平均)	41.79
預証率	(期末)	47.96
	(期中平均)	50.04
		47.70

資金運用

貸出金種類別残高

科目	(単位:千円、%)			
	令和2年度末	令和3年度末		
金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	58,588	0.7	722	0.0
手形貸付	672,570	7.5	727,230	7.8
証書貸付	7,973,134	89.0	8,297,045	89.4
(うち固定金利扱い)	(4,513,732)	50.4	(4,850,092)	52.3
(うち変動金利扱い)	(3,459,402)	38.6	(3,446,953)	37.1
当座貸越	253,497	2.8	255,596	2.8
合計	8,957,789	100.0	9,280,595	100.0

貸出金種類別平均残高

科目	(単位:千円、%)			
	令和2年度	令和3年度		
金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	5,250	0.1	13,952	0.2
手形貸付	678,189	8.1	589,493	6.7
証書貸付	7,458,708	89.1	7,955,352	90.5
当座貸越	229,514	2.7	230,515	2.6
合計	8,371,662	100.0	8,789,314	100.0

資金運用

有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

項目	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
短 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
外 国 証 券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
投 資 信 託	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
	計	-	-	-	-	-

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。

【その他保有目的の債券】

項目	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0	
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	47,584	60,735	△ 13,151	52,120	61,490	△ 9,370
債 券	計	47,584	60,735	△ 13,151	52,120	61,490	△ 9,370
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,779,428	4,706,689	72,738	4,213,320	4,144,087	69,232
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	778,054	791,599	△ 13,545	1,985,323	2,003,525	△ 18,202
	計	5,557,482	5,498,289	59,192	6,198,643	6,147,612	51,030
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
短 期 社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
社 債	計	4,779,428	4,706,689	72,738	4,213,320	4,144,087	69,232
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	778,054	791,599	△ 13,545	1,985,323	2,003,525	△ 18,202
外 国 証 券	計	5,557,482	5,498,289	59,192	6,198,643	6,147,612	51,030
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,465,959	1,372,640	93,319	1,178,548	1,072,933	105,614
投 資 信 託	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,343,545	1,391,562	△ 48,017	1,094,241	1,160,513	△ 66,272
	計	2,809,504	2,764,202	45,301	2,272,789	2,233,446	39,342
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	900,338	773,559	126,779	769,291	662,151	107,140
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	448,403	486,212	△ 37,808	724,504	773,105	△ 48,601
合 計	計	1,348,742	1,259,772	88,970	1,493,795	1,435,256	58,539
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	7,145,726	6,852,890	292,836	6,161,160	5,879,172	281,987
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,617,587	2,730,110	△ 112,522	3,856,188	3,998,634	△ 142,445
	計	9,763,314	9,583,000	180,313	10,017,349	9,877,807	139,541

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。
3. 重要性が乏しく、評価損益が無いその他の証券321百万円及び株式0百万円については
貸借対照表計上額から除いております。

貸出金業種別残高、構成比

業種別	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	259,897	2.9	219,887	2.4
農業・林業	137,181	1.5	125,235	1.3
漁業	401,156	4.5	350,475	3.8
鉱業・採石業・砂利採取業				
建設業	715,157	8.0	869,945	9.4
電気ガス熱供給水道業				
情報通信業	153,047	1.7	136,134	1.5
運輸業・郵便業	640,774	7.2	603,040	6.5
卸売業・小売業				
金融業・保険業	181	0.0	81	0.0
不動産業	10,149	0.1	8,135	0.1
飲食業	185,904	2.1	171,040	1.8
生活関連サービス業・娯楽業	5,122	0.1	5,536	0.1
その他のサービス	773,524	8.6	756,608	8.2
その他の産業	57,573	0.6	65,517	0.7
小計	3,339,671	37.3	3,311,638	35.7
地方公共団体				
雇用・能力開発機構等				
個人(住宅・消費・納税資金)	5,618,118	62.7	5,968,957	64.3
合計	8,957,789	100.0	9,280,595	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

項目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	27,255	2,154	27,749	494
個別貸倒引当金	94,452	9,024	95,327	875
貸倒引当金合計	121,708	11,178	123,077	1,369

貸出金の償却状況

項目	令和2年度末		令和3年度末	
	貸出金償却額	-	貸出金償却額	-

有価証券減損処理状況

項目	令和2年度末		令和3年度末	
	有価証券減損処理	150,930	有価証券減損処理	27,765

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

区分	年 度	残 高		担保・保証等	貸倒引当金
----	-----	-----	--	--------	-------

資金運用

5. 「担保・保証等(B)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てる金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年 度	債 権 額 (A)	担 保・保 証 等 (B)	貸 倒 引 当 金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率(%) (D)/(A)	貸 倒 引 当 率 (C)/(A-B)
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権	令和2年度	37	23	13	37	100.0	100.0
	令和3年度	36	21	15	36	100.0	100.0
危険債権	令和2年度	185	138	47	186	100.0	100.0
	令和3年度	174	130	46	177	100.0	100.0
要管理債権	令和2年度	207	57	34	91	44.1	22.6
	令和3年度	253	72	34	106	42.0	18.8
不良債権計	令和2年度	430	220	94	314	73.1	44.9
	令和3年度	464	224	95	319	68.9	39.8
正常債権	令和2年度	8,534					
	令和3年度	8,823					
合 計	令和2年度	8,964					
	令和3年度	9,287					
区分	年 度	比 率					
不 良 債 権 比	令和2年度	4.798%					
	令和3年度	4.997%					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の手続きにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

リスク管理方針・体制について

I. 基本方針

金融機関の業務が自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化してきており、それに伴い業務遂行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたって増大し、信用組合の経営に影響を与えております。そのため各種リスクを從来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。そうした中で当組合は、「第11次中期2ヵ年経営計画」を踏まえ、リスク管理を経営の最重要課題として位置付け、また高いレベルでの統合リスク管理を行うことにより、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益力の強化を図るという「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指すこととし、令和4年度は下記のようなリスク管理方針で臨むこととしています。

1.統合的リスク管理

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としています。現在の金融機関のあり方は、経営の健全性を確保し、経営戦略、規模及びリスクの特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢の構築が求められ、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、その総体的なリスクに照らし質・量ともに十分な自己資本を維持していくことが必要です。

そのためには、自己資本管理を徹底し、当組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的なリスク管理を徹底して行っていくこととしています。(その手法等については、(2)市場関連リスクに記載)

2.コンプライアンスについて

金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を確立していきます。またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンス・プログラムを定期的に見直し、それを役職員が遂行するまでの具体的な手順を定めたコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し周知徹底していくこととしております。

3.利用者保護

①顧客の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいて業務が行われる態勢の整備を行っております。

②与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化していきます。

4.リスク管理体制及び新自己資本比率(市場規律)に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

新自己資本比率(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

①自己資本調達手段の概要
当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。令和3年度の出資金総額は115,604千円となっております。

②自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和3年度の自己資本額は13億9千6百万円、自己資本比率は8.11%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、適切に純利益をあげることにより、内部留保を高めてまいります。

(1)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は経営上の重要課題として認識している収益構造の改善(預貸率アップ、預証率ダウン)を図る目的で、積極的に融資の推進を引き続き行っています。

また日本経済は、少子高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等々から停滞し、今後も不良債権の発生・増加が懸念されている中、自己破産等も年々増加の傾向にあります。これらを踏まえると、信用リスク管理は今後も細心の注意を払うことが必要であることから、下記の事項を順守しながら取り組むこととしています。

- A.貸出の5原則(公共性、収益性、流動性、安全性、成長性)に照らし、その妥当性を明確にする。
- B.小口多数の原則に基づき、特定業種、特定取引先(大口先)、特定地域に集中する融資は回避する。
- C.公序良俗違反など不法な資金用途、無権貸付(分割貸付)、浮き貸し、情実融資等の厳禁。
また利息制限法、過度の歩積、両建預金の強要などの法規制厳守。
- D.融資受付段階で資金用途の明確化、経営実態、返済財源の検討を確實に実施する。反社会的勢力またはこれに準ずる人物の排除。
- E.営業店は融資に関する手続・関係法規の修得に日々努めるとともに、業務において不明な点は、自ら手続き・法規(規定)により確認する。
- F.融資取引についての顧客への重要事項等の説明態勢の構築。
- G.融資実行後も定期的に訪問するなどして、自分の目で見て、実態把握につとめること。また融資先の異常、特に延滞発生については見過ごすことなく直ちに対応する。延滞開始直後から段階を追った着実な回収手段を講じる。
- H.営業店の一次審査、本部における二次審査でも裁否の理由をはっきりさせ互いに議論を尽くす。大口融資先をはじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。
- I.融資先の自己査定は、各々の部署で適正に行うと共に、営業店は融資先の個別のリスクを自己査定や徴収資料により把握し、対応策を講じる。
特に要管理債権以下との問題債権については、より具体的な対策を検討・立案し、営業店、本部が連携して計画的に進めること。
- J.融資対応能力、審査能力の向上を期した研修を計画的に実施する。
- K.個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的を特定し、本人の意思を確認し同意を得ること。

●融資面における信用リスクとは、取引先の経営悪化により貸出した資金の元本または利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、預金担保貸出及び保証会社保証の定型ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って、営業店、本部、理事長までが個別に稟議し決裁を受けることとしております。

さらに、必要な先については連帯保証人や不動産担保を差し入れていただき、一先や同一業種へ偏らないように注意を払っています。その他、高知県信用保証協会、愛媛県信用保証協会、民間の保証会社の保証を付ける方法も行っています。（貸出金業種別・担保別残高参照）融資に伴うリスクについては「信用リスク管理およびクレジットポリシー」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、職員の資質向上についても通信教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取組んでいます。また、資産の実態把握（自己査定）も信用リスク管理の一環であり、企業会計原則などに基づいた適正な償却・引当を行うため、各担当者（営業店担当、総務担当者）が一次査定を行い、プロジェクトチーム（総務部、常勤役員）が二次査定を行い、検証の上、理事会に報告しています。

●有価証券運用に伴うリスクについては、後記の市場関連リスクを参照ください。

当組合では、バーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）の算定においてはリスク・ウェイトの計測手法は標準的手法（当局が設定したリスク・ウェイトを使用、従来よりリスク感度の高い枠組み）を採用しております。

※貸出金に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の判定先は、当組合の貸出先が零細企業、個人であるため、格付けを取得しておらず使用しておりません。

※有価証券（債券の種類ごと）に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、下記の格付機関を利用してあります。

分類	格付機関
国内債	日本格付投資情報センター（R&I）
外国債券	日本格付研究所（JCR）
	スタンダード＆プアーズ社（S&P）
	ムーディーズ社（M O O D Y S）

※非依頼格付（勝手格付）は除いております。

(2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。）

市場関連リスクは以下の3つのリスクからなります。

①金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は、期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク
当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。なお、当組合は四半期末日を基準日として、四半期で金利リスクを計測しております。

②価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。

③為替リスク

外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失を被るリスク。

当組合は、金利上昇リスク、株価変動リスク等にさらされることや、バーゼルⅢへの対応、さらなる市場リスク管理態勢と金利リスク計測手法を強化し資産の健全性と収益の向上に積極的に取組んでいます。

また金利変動に伴う金利リスク、債券、株式などの価格変動がもたらす価格変動リスクに重点を置き、それらが自己資本に与える影響等を把握し、その改善策を実行できる態勢作りや安定した適正収益を確保するための体制の充実に努めています。

そのため毎週水曜日の金利・資金運用検討会（各種金利・預け金、有価証券の運用を検討し、金利設定、資金繰り等の決定を行う）でも、SKCセンターのALMシステム（資産・負債の総合管理）と日興NBAシステム等を有効活用し、より効果的な運用を行うよう検討・協議を重ねながら、あわせて独断的な運用にならないよう相互牽制を図っていくこととしています。

さらに隨時、理事会に報告、審議を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築することとしています。

(3) 出資又は株式等エクスボージャーに関するリスク

●出資又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理方針

前述のリスク管理方針を基本に「余裕資金運用規程」等の規程・要領類において、格付けの保有限度額、ソブリン債の保有限度額などを検証し、ロスカットルールに該当したものやその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告し、牽制機能を働かせ、適かつ安全な運用を目指しています。

(4) 流動性リスク

流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

平成17年4月よりのペイオフが全面解禁されたことにより、流動資金の円滑な確保には重点的に配慮しています。

具体的には、当組合は本部関係者による、毎週水曜日の金利・資金運用検討会において、週・月単位の資金繰り、金利見通し、市場リスク・流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討した上、資金の調達・運用方針を決定しています。

また、「余裕資金運用規程」を遵守し、当組合の自己資本、収支状況および市場環境を勘案のうえ、計測、管理が適切、且つ相互牽制が働くよう配慮しています。

(5) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な業務を怠る。あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

平成17年4月にペイオフが全面解禁となったことで、不祥事件や風評リスクにさらされることが無いように適正な事務処理をおこない、より一層顧客の信頼を得るために活動（重層訪問等）を行うことや規程に沿った事務処理をおこなうこととしています。

さらに事務処理ミスの早期発見及び事故の未然防止のために各店に於いての監査体制（内部監査、自店検査）の充実・強化に努めています。このため具体的には

- 1) 得意先業務取扱規程の遵守、定着化を図る。
 - 2) 事務リスク管理規程に基づき預金規程集やその他諸規程の遵守状況を点検し指導体制を強化する。
 - 3) 内部検査等を充実させ事務上のミスや不正防止策を講じていく。
 - 4) 定期的な事務取扱研修や、必要に応じた事務管理指導、人事ローテーション、連続休暇などにより、事務水準の向上、事故防止策を図る。
- 当組合では事務処理の指針となる規程・要領などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による臨店検査、営業店による自店検査や監事による監査の実施など組合内部での相互牽制機能を高めることにより、事務リスク発生の未然防止に取組んでいます。

●事務リスク相当額の算出方法

基礎的手法により、過去3年間の業務粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としています。

(6) システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤作動、不正使用などにより、信用組合業務の遂行、顧客へのサービス提供に支障をきたしたり、その結果として有形無形の損失を被るリスクをいいます。具体的には、共同センターに加盟していますが、不測の事態（障害、火災、地震、出水等）が発生した場合を想定し、トラブル発生時の記録、防犯・防災組織（組織図、緊急連絡網）を整備し管理責任者を定めています。

又、防犯、防災組織の形骸化を防ぐため、組織の適切な見直しや周知徹底を行なっています。

さらに役職員全員が、システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアルに基づいて、システム不備への対応をおこない、顧客へ不快感・不信感を与えないように対処するものとしています。
また緊急時に備えての現金の搬送方法の見直しも行っています。

(7) 法務リスク

法務リスクとは、組合経営、組合取引等にかかる法令・組合内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（以下、「法令等遵守違反行為」という。）が発生することで当組合の信用の失墜を招き、当組合が損失を被るリスクをいいます。具体的には、次のリスクのことをいいます。

- (1) 法令等の制定・改正に伴うリスク
 - (2) 新商品の販売・新規業務の開始等に伴うリスク
 - (3) 各種契約の締結・更改に伴うリスク
 - (4) 苦情・トラブルに伴うリスク
 - (5) 組合内規程・要領等の策定・改廃に伴うリスク
 - (6) 通達・事務連絡の発出に伴うリスク
 - (7) ポスター、チラシ等の作成に伴うリスク
 - (8) その他コンプライアンスに関するリスク
- これらへの対応として、コンプライアンス委員会は、それぞれの役割に従い、下記に定める手法にてリスク管理を行っています。
- (1) 各部店の業務執行に伴うリーガルチェック
 - (2) 各部店の業務執行状況の法令等遵守違反行為についてのモニタリング
 - (3) 法令等遵守違反行為に関する報告体制の構築と推進
 - (4) コンプライアンスに関する情報収集とその周知徹底
 - (5) 役職員に対するコンプライアンス啓蒙活動
 - (6) その他の検証

(8) レビューションリスク（風評リスク）

レビューションリスク（風評リスク）とは、金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の風評を形成する内容が劣化し、顧客からみて金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、金融機関の風評が低下するリスクをいいます。

金利・資金運用検討会および本部は、リスク管理の基本方針に基づいて、不斷にモニタリングを行い、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に協力して情報を収集し、風評リスク管理に反映することとしています。

II. リスク管理の体制と関連規定

- (1) 各種リスクを統括する部門は総務部とし、総務部の所管する業務の検査、検証等は、代表理事が任命した者が当たることとしています。
- (2) リスク管理業務に係る規程は、順次整備していくこととし、当面は「リスク管理規程」の他、下記の規程を関係する役職員に周知し規程遵守の状況を検証していきます。

* 市場関連リスク関係

市場関連リスク管理規程、余裕資金運用規程
有価証券の保有区分規程
有価証券減損処理規程、職務権限規程

* 流動性リスク関係

余裕資金運用規程
コンテンジエンシープラン（ペイオフ）
ペイオフ解禁対策マニュアル
ペイオフ関係危機管理計画
流動性リスク管理マニュアル
緊急時対応マニュアル

* システムリスク関係

コンテンジエンシープラン（コンピューター）
システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアル
オンラインシステム障害対応要領

* 事務リスク関係

業務方法書、貸出事務取扱について
検査規程、内部検査規程、自店検査要領
預金事務取扱規程他通達及び取扱要領
鍵管理規程、金庫室鍵管理規程、法令遵守管理規程
得意先業務取扱規程、得意先活動行動マニュアル
事務リスク管理規程、連続休暇規程
コンテンジエンシープラン（危機管理対策要領）
危機管理規程

* レビューションリスク（風評リスク）

風評リスク管理要領

* 法務リスク関係

法務リスク管理要領



事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

項目	令和 2年度	経過措置 による 不算入額	令和 3年度	経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,340		1,369	
うち、出資金及び資本剰余金の額	115		115	
うち、利益剰余金の額	1,226		1,256	
うち、外部流出予定額(△)	2		2	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27		27	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27		27	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,367		1,397	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除く)の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産(一時差異に係るもの除く)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	

(単位:百万円)	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る 10 %基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る 15 %基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連す るものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	0	—	0
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	1,366	—	1,396
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	16,017	—	16,568
資産(オン・バランス項目)	15,960	—	16,568
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライツに係るもの除く)	—	—	—
うち、繰延税金資産	—	—	—
うち、前払年金費用	—	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	—
オフ・バランス等取引項目	57	—	0
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	616	—	633
信用リスク・アセット調整額	—	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	16,634	—	17,202
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))	8.21%	—	8.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	16,017	640	16,568	662
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	15,661	626	16,144	645
(i) ソブリン向け	223	8	119	4
(ii) 金融機関向け	1,599	63	1,458	58
(iii) 法人等向け	4,854	194	5,185	207
(iv) 中小企業等・個人向け	1,086	43	1,111	44
(v) 抵当権付住宅ローン	677	27	638	25
(vi) 不動産取得等事業向け	100	4	100	4
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 出資等	528	21	724	28
出資等のエクスボージャー	398	15	603	24
重要な出資のエクスボージャー	130	5	120	4
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	3,008	120	2,757	110
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	130	5	130	5
(xi) その他の	3,451	138	3,918	156
② 証券化エクスボージャー	57	2	0	0
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	298	11	423	16
ルック・スルー方式	298	11	423	16
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関連エクスボージャー	—	0	—	0
口. オペレーションナル・リスク	616	24	633	25
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	16,634	665	17,202	688

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投信等が含まれます。

6. オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	宿毛商銀信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	115百万円
配当率	年 2.00%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスボージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスボージャー期末残高								三月以上延滞 エクスボージャー
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
国内	19,244	20,294	11,680	12,010	7,564	8,283	—	—	—
国外	2,351	2,055	—	—	2,351	2,055	—	—	—
地域別合計	21,596	22,349	11,680	12,010	9,916	10,339	—	—	—
製造業	1,391	1,339	259	219	1,131	1,119	—	—	—
農業・林業	197	183	137	125	60	57	—	—	—
漁業	401	350	401	350	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,129	1,180	715	869	414	310	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	609	706	—	—	609	706	—	—	—
情報通信業	412	307	—	—	412	307	—	—	—
運輸業・郵便業	460	443	153	136	307	307	—	—	—
卸売業・小売業	1,406	1,232	640	604	766	629	—	—	—
金融業・保険業	3,373	1,104	0	0	3,373	1,103	—	—	—
不動産業	563	567	10	8	552	559	—	—	—
飲食業	609	171	185	171	423	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	108	220	5	5	103	214	—	—	—
その他のサービス	773	756	773	756	—	—	—	—	—
その他の産業	57	65	57	65	144	—	—	—	—
国・地方公共団体	144	0	—	—	—	—	—	—	—
個人	5,618	5,698	5,618	5,968	—	—	—	—	—
その他	4,339	7,752	2,722	2,729	1,616	5,022	—	—	—
業種別合計	21,596	22,349	11,680	12,010	9,916	10,339	—	—	—
1年未満	450	849	539	533	450	315	—	—	—
1年以上3年未満	1,070	1,154	222	210	1,070	943	—	—	—
3年以上5年未満	1,388	1,721	290	247	1,388	1,474	—	—	—
5年以上7年未満	949	791	513	465	949	326	—	—	—
7年以上10年未満	488	1,623	1,433	1,420	488	203	—	—	—
10年以上	4,031	11,308	5,705	6,146	4,031	5,161	—	—	—
期間の定めのないもの	13,217	4,900	2,976	2,985	1,536	1,915	—	—	—
その他の	0	0	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	21,596	22,349	11,680	12,010	9,916	10,339	—	—	—

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

尚、同表の「その他の」欄には当座貸越等のコミットメントと与信相当額の未使用額2,522百万円と現金200百万円が含まれます。

2. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスボージャーのことです。

3. 上記債券欄の「その他の」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスボージャーです。具体的には株式部分61百万円、投資信託1,493百万円、その他の証券321百万円が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスボージャーは含まれておません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	25	2	-	-	27
	令和3年度	27	0	-	-	27
個別貸倒引当金	令和2年度	85	18	-	9	94
	令和3年度	94	2	-	1	95
合計	令和2年度	110	20	-	9	121
	令和3年度	121	2	-	1	123

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金等を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
卸売業・小売業	43	34	-	-	-	9	-	34	34	-	-	-	-	
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲食業	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-	
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他サービス	20	36	15	0	-	-	-	-	36	36	-	-	-	
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	21	24	3	2	-	-	0	0	24	24	-	-	-	
合計	85	94	18	2	-	-	9	1	94	95	-	-	-	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告知で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額								(単位:百万円)	
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	-	-	4,114	-	-	-	3,629	-		
10%	-	-	623	-	-	-	600	-		
20%	2,024	-	6,143	-	1,624	-	5,367	-		
35%	-	-	1,927	-	-	-	1,820	-		
50%	2,225	-	18	-	2,921	-	101	-		
75%	-	-	1,422	-	-	-	1,416	-		
100%	3,051	-	4,831	-	3,143	-	5,373	-		
150%	-	-	-	-	-	-	-	-		
250%	1,203	-	178	-	1,103	-	224	-		
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	8,505	-	19,261	-	8,792	-	18,533	-		

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成26年度よりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		447	526	21	18	-	-
① ソブリン向け		5	11	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		20	57	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け		413	424	21	18	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		9	33	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等		-	-	-	-	-	-
⑧ 出資等		-	-	-	-	-	-
出資等のエクspoージャー		-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクspoージャー		-	-	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー		-	-	-	-	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー		-	-	-	-	-	-
⑪ その他		-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①~⑪に区分されないエクspoージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投信等が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化工エクspoージャーに関する事項 該当なし

(8) 出

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	119	169
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(10)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

順番	イ		ハ		ニ	
	\triangle EVE		\triangle NII			
	令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末		
1 上方パラレルシフト	551	526	12	19		
2 下方パラレルシフト	0	0	11	11		
3 スティープ化	444	442				
4 フラット化	0	0				
5 短期金利上昇	25	14				
6 短期金利低下	0	0				
7 最大値	551	526	12	19		
	木	へ				
8 自己資本の額	1,366	1,396				

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から \triangle NIIを開示することとなりました。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる \triangle EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.00年
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約の考慮はしておりません。
- (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBIについては保守的に通貨毎に算出した \triangle EVEが正となる通貨のみを対象としております。

- (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 \triangle EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 \triangle EVEは、保有有価証券の長期化や資産勘定の増加により、前年度から54百万円増加しております。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 \triangle EVEについては、当組合の資産運用状況から、金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕等との関係に照らし、四半期毎に計測値を算出し管理しております。

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月14日

宿毛商銀信用組合

理事長 井上 龍也

法令等遵守体制について

「コンプライアンス(法令等遵守)」とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。

中小企業等協同組合法をはじめ、民法、商法、刑法等の法律を守ることはいうまでもなく、金融業務において、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネーローリングの防止・本人確認、預金名寄せデータの整備、個人情報保護など、多くの法令やルールがあるが、これらを厳格に遵守しなければなりません。さらにルール以前の問題として、金融業務の公共性の点からみても社会的規範を逸脱した場合は、信用が最大の財産ともいえる信用組合にとっては大きなダメージとして跳ね返ってきます。

当信用組合は過去の行政措置を厳しくも最大の教訓としなければなりません。

こうした認識のもとにコンプライアンス態勢の構築および実践を経営の最重要課題と位置づけ、当信用組合のコンプライアンスを実現するための実践計画としてコンプライアンス・プログラムを制定しています。

1. 遵守すべき法令等

当組合の役職員は、金融機関に従事する者として法令・規則などを遵守することはもとより、社会的規範を全うしなければならない。その具体的手引書が「コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)」であり、全役職員はその趣旨を十分理解し日々実践に努めています。なお、コンプライアンス・ハンドブックは、法令等の制定・改廃および社会規範の変化に対処し実効性を確保するため、原則として年度ごとに見直しを行っています。

2. コンプライアンス実践体制の整備

当組合は、コンプライアンスの実践を確保するため、組織および分掌等を次のとおり定める。

(1)組織の整備

コンプライアンス委員会は理事長他役職員7名で構成する。コンプライアンス統括部署は総務部とし、本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を各2名配置しています。

①コンプライアンス委員会の役割

- | | |
|----------------------------------|--|
| コンプライアンス・プログラム
制定・改廃案の作成 | コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)制定・改廃案の作成 |
| コンプライアンス・プログラムの進捗状況・達成状況のフォローアップ | 理事会に対する報告事項の検討・決定 |

②コンプライアンス統括部門の役割

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------|---------------|
| コンプライアンスに係わる企画・立案・推進 | 委員会の開催・議案・検討課題の具体化 | 理事会等への報告案作成 | 進捗状況のフォローアップ |
| 法務関連情報の収集・管理 | コンプライアンス全般に関する研修・啓蒙活動の実施 | コンプライアンス違反行為の再発防止策の検討 | 業績評価と人事考課への反映 |
| コンプライアンス全般に関する相談窓口 | コンプライアンス委員会議事録の作成・保管 | コンプライアンス担当者の職務 | 実施状況のモニタリング |
| コンプライアンス関連文書等の周知徹底 | 職員からの相談・質問の窓口(常識的な判断必要) | 総括部門への報告・相談 | コンプライアンスの啓蒙活動 |
| 営業店での研修の実施・同内容の記録(営業店日誌) | | | |

②報告体制の整備

①組合内部関係

役職員のコンプライアンス関連事項相談・報告は、「コンプライアンス体制組織図」の通り、原則としてコンプライアンス担当者を通じて行うものとするが、状況に応じ、総務部に直接行うことができるものとしています。

なお、相談・報告は、必要に応じて書面によるものとしています。

②对外関係

ア、外部とのトラブル及び苦情については、様式「苦情・要望処理簿」に記録し、総務部に報告しています。

イ、反社会的勢力に対する対応等については、日頃業務上のミスの発生を防止するなど反社会的勢力の付け入る隙をなくすることが重要であるが、介入された場合は、断固とした姿勢で臨むとともに、状況に応じ直ちに総務部に通報・相談し、敏速かつ適切な対応策を講じる。対応結果は記録し、総務部に報告するものとします。

また反社会的勢力に対する定義、対処方針等についてはコンプライアンス・マニュアルを参照しています。

なお、必要に応じ、警察への協力を要請し、また、監督官庁への報告を行います。

③規程類の整備

コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等コンプライアンス推進関連規程類の制定・改廃はもとより、組合業務執行上必要とする各種規程類及び各種取扱要領の制定・改廃を行い、「規程類体系」に沿って規程類の見直し・整備を図っています。

3. コンプライアンスに関する研修の強化

企業倫理及び法令等の厳格な遵守(コンプライアンス)を組合全体に浸透させる必要があるので、次の施策を通じ知識及び意識の向上に努めています。

- ①営業店の朝礼時にコンプライアンス・ハンドブック(組合策定)の輪読を行っています。
- ②職員を対象にコンプライアンス通信講座の受講及び検定試験の受験を実施しています。
- ③部外実施のコンプライアンス研修会に可能な範囲で参加しています。
- ④コンプライアンス担当者を中心とし、事例研究会(討論形式)を開催しています。
- ⑤代表理事を講師として研修に参加させ、他の理事も積極的に関与することとし、法令遵守に対する認識、意識の向上に努めています。

4. コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンス・プログラムの策定及び改正は、理事会の議決による。なお、コンプライアンス・プログラムの策定は、年度ごとに行っています。

主要な事業内容

預金業務

普通預金	貯蓄預金	当座預金	通知預金	納税準備預金
定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等）				
定期積金	総合口座	決済用預金		



融資業務

個人ローン

住宅ローン	リフォームローン	マイカーローン
教育ローン	カードローン	目的ローン
フリーローン	生活サポートローン	



事業者向けローン

一般のご融資（手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越）

地方公共団体制度融資	代理貸付業務	しんくみパートナースローン
------------	--------	---------------

内国為替取扱実績

区分	令和2年度末		令和3年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金、振込	他の金融機関向け	8,320	4,180	9,022	3,870
	他の金融機関から	16,080	6,290	16,479	5,095
代金取立	他の金融機関向け	230	221	216	222
	他の金融機関から	64	35	43	115

為替、サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金・給与・配当金等）
- 支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料など）
- 送金サービス（授業料・家賃・株式の払込みなど）
- キャッシュカード（他行カード振り込み・相互入金等）
- 給与振込
- 年金、税務などの各種相談サービス

業界の関連会社

会社名	信組情報サービス(株)	全国しんくみ保証(株)
所在地	千葉県白井市桜台1-2	東京都中央区京橋1-9-5
業務内容	信用組合の電子計算事務受託	信用組合並びに全信組連が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証
設立年月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資本金	46百万円	30百万円
出資比率	0%	0%

地区一覧

当組合営業地区

宿毛市、四万十市、土佐清水市、幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町

窓口・ATM振込手数料一覧表

取引内容	金額階層	ATM他行カード振込機能利用取引の場合			窓口（電信・文書扱い）振込取引の場合	
		自組合カード	組合員	他行カード	一般振込	組合員
振込	他金融機関宛	5万円以上	440円	300円	660円	880円
	5万円未満	330円	200円	440円	660円	400円
	当組合本支店宛	5万円以上	220円	無料	440円	440円
	5万円未満	110円	無料	220円	220円	無料
	同一店内	5万円以上	110円	無料	440円	220円
	5万円未満				220円	無料
ATM延長時間帯利用手数料			無料	他行カード	220円	
ATM銀行間利用手数料			無料	他行カード	220円	
ゆうちょ銀行提携利用手数料			無料	他行カード	220円	
代金取立	取引内容		小切手	約束手形		
	非組合員	組合員	非組合員	組合員		
	四国銀行宿毛支店宛	1通につき	無料	770円	600円	
	高知銀行宿毛支店宛	1通につき	無料	770円	600円	
	愛媛銀行宿毛支店宛	1通につき	無料	770円	600円	
	幡多信用金庫宿毛平田支店宛	1通につき	無料	770円	600円	
上記以外の他金融機関宛		1通につき	770円	600円	770円	600円
当組合本支店宛	口座へ入金の場合	-	無料	無料	無料	無料
	僚店小切手支払	1通につき	440円	無料	-	-
その他	送金・振込の組戻し料	1件につき			600円	
	不渡手形返却料	1通につき			600円	
	取立手形組戻し料	1通につき			600円	
	取立手形店頭呈示料	1通につき			600円	
手形・小切手の発行手数料	手形帳	1冊(50枚綴)			750円	
	小切手帳	1冊(50枚綴)			550円	
	マル専手形	1枚につき			550円	
各種証明書の発行手数料	残高証明書	1通につき			300円	
	その他各種証	1通につき			300円	
通帳・証書の再発行手数料		1通につき			500円	
個人データ開示請求手数料		1通につき			500円	
キャッシュカードの再発行手数料		1枚につき			1,000円	
融資証明書発行		1通につき			500円	
契約内容変更手数料（貸出金利見直し手数料含む）		1契約につき			3,300円	
一部繰上返済					3,300円	
全額繰上返済					5,500円	
借換手数料					11,000円	
繰上返済手数料に関する特約書「締結先」の場合						
・融資実行後5年内の場合 [全額または一部繰上返済元金額×1.0%+消費税]（円単位未満切り捨て）						
・融資実行後5年超の場合 [全額または一部繰上返済元金額×0.5%+消費税]（円単位未満切り捨て）						
不動産調査事務手数料 (住宅ローン・事業用太陽光発電設備・事業用風力発電設備・アパートローン・その他)		1契約につき			11,000円	

総代会に関する情報開示

◎総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

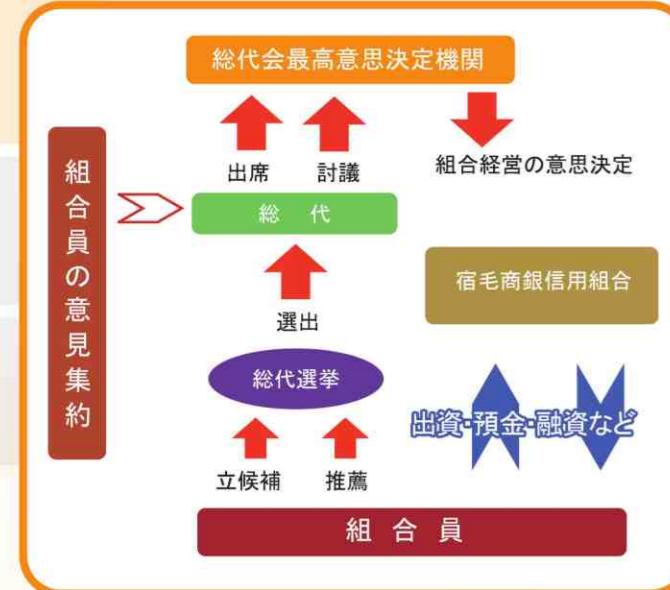
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

現在の総代の定数は、105人となっており、その任期は令和5年2月末までとなっております。

選挙手続きの概要は、次のとおりありますが、詳細につきましては私どもの組合の本店及び宿毛支店に掲示いたしますのでご覧ください。



選挙の概要

1. 選挙：連記式無記名投票
2. 定数：100人以上105人以内
3. 総代任期：3年
4. 公告：組合掲示場
5. 選挙期日：任期満了日の前30日
6. 立候補：自薦または他薦
7. 選挙長：理事長
8. 選挙管理人：各地区に1名委嘱
9. 選挙立会人：各地区に2名委嘱
10. 投票用紙、書面：選挙長が決定
11. 投票の終了：選挙管理人が宣告
12. 開票：立会人立会いの上選挙管理人開票
13. 無投票当選：選挙長が公告
14. 就任承諾書：当選人より徴求
(当選の通知を受けた日より10日以内)
15. 選挙録：選挙管理人が作成

総代選挙規約

(目的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。
2 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3 総代の選挙は、任期満了日の前の30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。
2 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。
(1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 破産者で復権のできない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(4) 総代就任時に80歳を超える者

(総代の定数、選挙区及びその定数)

第4条 当組合の総代の定数は100人以上105人以内とする。
2 第1区として、宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市の地域を定数15名以上55名以内とし、
第2区として、第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町の地域を定数50名以上90名以内とする。

(選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第5条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第6条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)

- 第7条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。
- (1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数
 - (2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法
 - (3) 選挙期日
 - (4) 投票の開始及び終了の時間
 - (5) 投票すべき場所
 - (6) 選挙人名簿の縦覧期間・閲覧時間・場所
 - (7) 選挙長、地区選挙管理人（以下「選挙管理人」という。）及び選挙立会人（以下「選挙立会人」という。）の氏名
 - (8) その他当組合が必要と認めた事項
- 2 選挙長が必要あると認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。
- 3 選挙長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告（様式第3号）する。

(選挙人名簿)

- 第8条 選挙人名簿（様式第4号）は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。
- 2 選挙長は第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の縦覧に供するものとする。
 - 3 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録（様式第5号）を求めることができる。ただし、選挙長は正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることがある。
 - 4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。
 - 5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出)

- 第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の20日前までに組合所定の届出書（様式第6号）を選挙長又は選挙管理人に届け出で、これを行う。
- 2 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て前項の期日までに推薦（様式第7号）する旨を選挙長又は選挙管理人に届け出なければならない。
 - 3 前二項により届けられた者を候補者とする。
 - 4 選挙管理人が第1項の立候補届又は第2項の推薦届を受理した場合、選挙管理人は、当該立候補届及び推薦届を遅滞なく選挙長に提出する。

(候補者の公告)

- 第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告（様式第8号）する。
- (1) 理事会の定めた選挙期日及び場所
 - (2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数
 - (3) 立候補者の属性（氏名・年齢・性別等）
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告（様式第3号）する。

(選挙長)

- 第11条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を総括する。

(選挙管理人)

- 第12条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。
- 2 選挙長は、選挙区毎の組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱（様式第9号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第10号）を徴求する。
 - 3 選挙管理人は、候補者になることはできない。
 - 4 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人)

- 第13条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから地区選挙立会人を委嘱（様式第11号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第12号）を徴求する。
- 2 選挙立会人は、候補者になることはできない。
 - 3 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名)

- 第14条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)

- 第15条 投票用紙（様式第13号）及び書面による投票用の封筒の様式（様式第14号）は、選挙長が定める。
- 2 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式（様式第15号）を定めることができる。

(投票)

- 第16条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。
- 2 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

(期日前投票)

第17条 選挙長は、選挙期日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告があった日の翌日から選挙期日の前日までの間で、選挙長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。

- (1) 職務又は業務に従事すること
- (2) 葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において、用務に従事すること
- (3) その他選挙長が期日前投票を許可することが相当と認める事由が存すること

2 第19条、第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行ったうえで適用される。

(不在投票)

第18条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従って、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)

第19条 組合員が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行う旨を申し出、投票用紙及びその封筒（様式第14号）の交付を請求する（様式第16号）。

- 2 選挙長又は選挙管理人は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。
- 3 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に○印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人に提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

第20条 組合員が第18条の事由により、代理人をもって投票を行おうとするときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参させなければならない。

- 2 代理人は、委任状による選挙権行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行うものとする。
- 3 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
- 4 代理人は組合員とする。

(代筆による対応)

第21条 身体の故障又は文盲により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。

- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
- (2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。
- (3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)

第22条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

(投票の終了)

第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。

- 2 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の事項を記載したもの
- (3) 選挙すべき総代の定数を超えて候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超えて○印をつけたもの
- (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
- (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
- (6) 白紙で投票したもの

(当選人)

第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に至るまでの者とする。

- 2 当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票当選)

第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。

- 2 前項の規約により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（様式第18号）する。

(当選人の発表・報告等)

第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。

- 2 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任)

第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選挙長に提出するものとする。

- 2 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。
- 3 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

(当選人の繰上補充)

第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。

- 2 前項の場合には、前条の規約を準用する。

(総代選挙録)

第32条 選挙管理人は、総代選挙録（様式第23号）（以下「選挙録」という）を作成しなければならない。

- 2 選挙録には、選挙の経過及び顛末を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
- 3 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

(補充の選挙)

第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については遅滞なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

(補欠の選挙)

第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は遅滞なく補欠選挙を行う。

- 2 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う。

(細則)

第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

(附則)

第1条 本規約の制定及び改廃は総代会の承認を経なければならない。

第2条 この規約は昭和60年12月2日に改正する。

第3条 この規約は平成16年6月24日に改正する。

第4条 この規約は平成30年6月18日に改正する。

第5条 この規約は令和2年6月17日に改正する。

総代の選挙区及びその定数

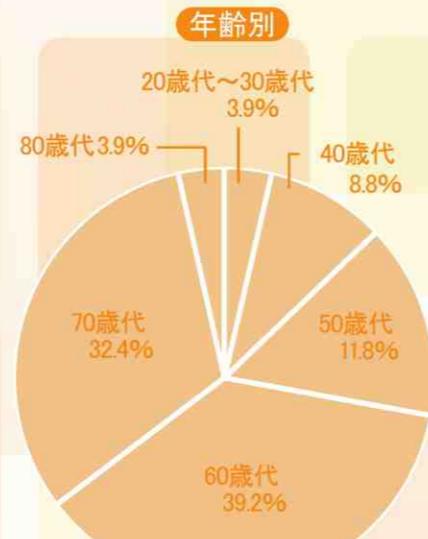
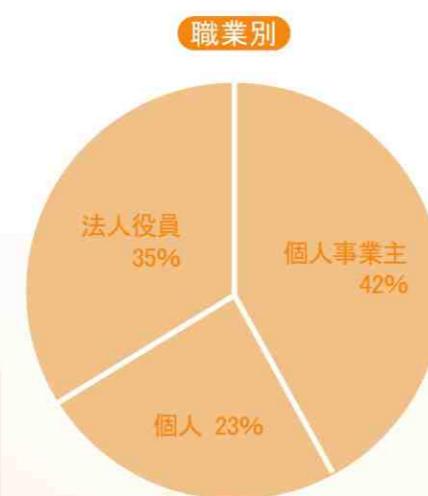
選挙区	地域	定数
第1区	宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市	15名以上55名以内
第2区	第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	50名以上90名以内
計		105名

総代氏名一覧

氏名	第1区	年齢	氏名	第2区	年齢
羽賀 久喜	田ノ浦	73歳	有田 紀代	中央	49歳
森田 治	田ノ浦	73歳	岩崎 晃男	中央	80歳
井上 由紀	内外の浦	71歳	岡崎 利久	中央	52歳
吉村 敬三	内外の浦	67歳	木下 真也	中央	67歳
井上 龍也	呼崎	62歳	澤田 雄一	中央	54歳
山本 寿一	呼崎	73歳	高橋 義則	中央	73歳
千谷 正男	湊	73歳	田村 真太朗	中央	43歳
浦尻 典一	大海	79歳	野村 豊生	中央	66歳
鎌田 満哉	大海	67歳	東 住雄	中央	72歳
濱中 誠	大海	72歳	澤田 良介	中央	42歳
演場 得弘	大海	61歳	三代木 誠一	中央	74歳
岡松 平	伊与野	68歳	山本 昭寿	中央	62歳
尾崎 正務	伊与野	72歳	嶋 統一	松町	80歳
依岡 航平	伊与野	40歳	谷本 優人	長田町	57歳
曳田 憲正	伊与野	63歳	福壽 秀剛	与市明	50歳
松岡 丈充	伊与野	66歳	猪石 浩	幸町	66歳
松田 典夫	伊与野	77歳	保田 孝司	幸町	64歳
西郷 典生	小筑紫	81歳	山下 博文	幸町	74歳
坂本 るり子	小筑紫	71歳	澤田 清隆	幸町	64歳
名倉 次郎	小筑紫	59歳	高瀬 一也	駅前町	63歳
濱田 益行	小筑紫	66歳	吉竹 君夫	駅東町	53歳
山中 正洋	小筑紫	45歳	山本 久弥	貝塚	63歳
伊与田 文昭	福良	67歳	浦田 裕充	四季の丘	66歳
岡田 俊夫	福良	72歳	山崎 典	四季の丘	65歳
佐井 博明	福良	68歳	山下 量	四季の丘	42歳
山本 浩二	福良	60歳	有田 孝宿	毛	68歳
福井 玲美	福良	69歳	井上 幸伸	宿毛	73歳
栗生 里美	福良	64歳	岡田 浩一	宿毛	54歳
福井 景公	福良	64歳	池和 明	高砂	62歳
宮地 良和	福良	57歳	河内山 理二	高砂	78歳
河原 優	喜栄	69歳	浦中 道弘	片島	78歳
高木 德博	喜栄	74歳	金澤 晓美	片島	77歳
高木 義徳	喜栄	80歳	岡添 良洋	大島	77歳
西岡 義幸	喜栄	72歳	久保 康次	宇須々木	37歳
西岡 三男	喜栄	72歳	吉村 重輝	藻津	38歳
林樹 弘	喜栄	76歳	小栗 秀男	和田	69歳
山中 輝明	喜栄	76歳	上岡 良水	和田	74歳
松田 修一	弘見	69歳	田渕 満博	和田	59歳
中野 利枝	弘見	61歳	曳田 栄也	和田	67歳
浜口 数子	弘見	75歳	荒木 俊慶	港南台	31歳
田中 義一	清王	68歳	大串 謙二	平田町	64歳
山岡 博文	清王	66歳	岡本 清平	平田町	45歳
米花 國夫	周防形	75歳	小島 一彦	平田町	75歳
森下 潤三	頭集	60歳	柴岡 功	平田町	77歳
			矢野 秀樹	平田町	45歳
			津野 秀和	山奈町	52歳
			高田 幸吉	二の宮	73歳
			松本 幸夫	二の宮	75歳
			山本 正夫	二の宮	67歳
			公文 日出生	中角	64歳
			松田 選	中角	63歳
			宮崎 義久	中角	70歳
			竹村 征二	橋上町	50歳
			田村 総一郎	錦	39歳
			嵐 龍	西町	64歳
			白木 久雄	四万十市	62歳
			山下 裕子	四万十市	55歳
			田野 王大	三原村	46歳

年齢は令和4年6月14日が基準となっております

総代の属性別構成比



第69期通常総代会の決議事項

第69期通常総代会が、令和4年6月14日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり決議されました。

報告事項

第69期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

●役員一覧

理事長（代表理事）／井上 龍也

専務理事（代表理事）／松田 選

理事（非常勤）／東 高希

理事（非常勤）／井上 由紀

理事（非常勤）／長尾 文利

理事（非常勤）／岡松 平

理事（非常勤）／河原 敏郎

員外監事（非常勤）／加藤 高明

員外監事（非常勤）／山下 章一

員外監事（非常勤）／山崎 正友

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	30,422	40,000
監事	1,350	3,000
合計	31,772	43,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。

注3. 使用人兼務理事はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

職員紹介

窓口業務担当



本店営業部
次長
岡村 恵



本店営業部
部長代理
岡原 浩子



本店営業部
係長
松澤 秀和



宿毛支店
係長
木村 里津子



本店営業部
貸付係
瀧山 洋輔



宿毛支店
小島 里沙



宿毛支店
金子 円香



本店営業部
村崎 亜子



本店営業部
濱田 いくみ



本店営業部
上甲 桜樟

得意先係

地域に根差した活動を心がけています！



宿毛支店
副支店長
長岡 宏幸



宿毛支店
次長
黒川 健太



本店営業部
係長
稻野 智章



宿毛支店
係長
清家 寿彦



本店営業部
係長
井垣 加代



宿毛支店
宿毛支店
所谷 祐二



宿毛支店
宿毛支店
濱口 健二



宿毛支店
宿毛支店
鈴木 祐道



宿毛支店
宿毛支店
中村 亜季



松本 直子

総務部(本部)



専務理事
松田 選



企画推進課
課長代理
平岡 正也



総務課
係長
浜田 浩平



中山 茉歩



菅 由美



営業のご案内

預金商品のご案内

※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。	いつでもご入金・お引出できます。	1円以上。 新規ご契約時のみ1,000円以上。
普通預金	営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフがわりにご利用いただけます。		
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。		
総合口座	貯める・殖やす・支払う・受取る・借りる5つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。	普通預金はいつでもご入金・お引き出しどります。	普通預金 1円以上 定期預金 1,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税時にお引き出し。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりおです。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入金額が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期日毎に自動的に継続される便利な自動継続扱いもございます。(年金優遇定期のお取扱いもございます。)	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	据置期間1年 最長預入3年	1,000円以上
大口定期預金	市場の金利動向等を考慮し金利が設定され、大口資金の運用に最適な定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間も6ヶ月から60ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご契約をお選びいただける定期積金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上

ローンのご案内

※上手に借りて、上手に使って、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	宅地の取得、住宅の新築、増改築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
マイカーローン	車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
教育ローン	入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、ご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内但し、卒業予定日までの据置可	保証会社等の保証付、保証人等
極度型奨学生ローン	極度額の範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、反復してご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付、場合により保証人必要
生活サポートローン	意に反して高金利融資の残高が増え、お悩みの方、ご相談の上お取扱いいたします。	状況把握の上決定	10年以内	状況把握の上決定
目的ローン	教育・車以外の目的のあるお使い道にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
カードローン	お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・旧債返済は除きます。	10万円～100万円 コース	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付



SUKUMO SHOGIN

窓口営業時間を午後4時まで延長しました



店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地	0880-63-1166

ATM設置状況

店舗内	-	1台
店舗外	-	4台

設置場所

ATM機

- 当組合 本店・宿毛支店（合同新店舗）
- 当組合 旧本店（小筑紫）
- 当組合 旧宿毛支店（中央）
- サングリーンくりはら店内（長田町）
- 物産館サンリバーフォート内（四万十市）

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで

サングリーンくりはら 午前9時から午後9時まで

当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

ATM出 手数料無料

- 当組合ATM(自動預払機)
- 宿毛市内(たとえばフジ、くりはら等)はもちろん全国どこの金融機関でも支払可能(全銀ネット)
- 郵便局のATMは、入出金可能
- 相互入金業務取扱開始
- ★いずれにしても手数料無料(翌月精算)
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休
です！

宿毛商銀信用組合【本店・宿毛支店】
〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地
TEL:(0880)63-1166 FAX:(0880)63-1168
<http://sukumo-shogin.co.jp/>

しっかりパンク
すくも商銀
SUKUMO SHOGIN